

徳島県規則第六十六号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第一条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第二項第五号中「期間が」を「期間（勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた病気休暇若しくは特別休暇（給与又は報酬が支給される場合を除く。）、介護休暇又は介護時間により勤務しなかつた期間を除く。）が」に改める。

第十五条の五第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第二号中「百分の九十九・五」を「百分の百四・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三号中「百分の九十一」を「百分の九十六」に改める。

第二条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第十五条の五第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第二号中「百分の百四・五」を「百分の百二」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第三号中「百分の九十六」を「百分の九十三・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「会計年度任用職員給与規則」という。）第十五条の五の改正規定に限る。）による改正後の会計年度任用職員給与規則の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 第一条の規定による改正後の会計年度任用職員給与規則の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の会計年度任用職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の会計年度任用職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。